

トランプ関税裁判の行方に注目

◆連邦最高裁によるIEEPA関税の適法性判断は26年早々に出る見込み

2025年11月5日、米国トランプ政権が国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて発動した関税措置の適法性をめぐり、連邦最高裁で口頭弁論が行われた。審理の対象は、違法薬物や不法移民の流入を理由とする中国・カナダ・メキシコ原産品向けの「フェンタニル関税」や、主要国・地域の原産品を対象とする相互関税などである。審理では、大統領がIEEPAを根拠に関税を課す権限を有するかについて、裁判官から政権側に厳しい質問が相次いだと報じられている。

合衆国憲法は、関税の賦課および外国通商の規制に関する権限を議会に付与している。議会はこれを踏まえ、1962年通商拡大法232条や1974年通商法301条など、一定の条件下で大統領に関税賦課を認める法律を整備してきた。IEEPAについては、国家緊急事態下における輸入規制などの一定の権限を大統領に認めるものの、関税賦課権限を明示的には規定していない。この点を問題視し、複数の企業や州が提訴した結果、第一審および控訴審はいずれもIEEPAに基づく関税措置を違憲と判断した。最高裁判決は早ければ26年初頭に示される見通しであり、最終的に違憲と判断される可能性を指摘する有識者は少なくない。

◆返還請求権確保のためにトランプ政権を提訴する動きもある

仮にIEEPA関税が違憲と判断された場合、企業にとって最大の関心事は、支払済み関税が返還されるかどうかである。米国では、輸入者が輸入申告時に納付する関税は推定額であり、314日以内にCBP（米国税関）が確定関税を通知し、清算する仕組みとなっている。輸入者としては、清算前であれば修正申告で、清算後であれば180日以内の異議申し立てにより、関税の返還を求めることができる。一方で、政権による返還手続きの不確実性などを危惧し、CBPの清算手続きの一時停止を訴える動きも相次いだ。これについて国際貿易裁判所は、清算が進んでも「返還を求める道が残されている」として12月15日に訴えを棄却している。

政権は違憲判断が確定した場合、他の通商法令を用いて追加関税の継続を図る姿勢も示しており、引き続き不透明な状況が続くものとみられる。【田中雄作】